

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三原村は高知市から西南に約 130km の県の西南部に位置する。標高 120m の高原台地の地形は、総面積の 87.5% を森林が占める。朝晩の寒暖差が大きく米や茶作りが盛んで、特に米は「みはら米」としてブランド化されており、県下では屈指の米どころとして知られている。

三原村の人口推移に目を向けると、昭和 25 年のピーク時には 3,655 人の人口も、現在では、1,582 人（平成 30 年 4 月末）にまで減少している。年齢別の構成においては、65 歳以上の高齢人口は 700 人を超え、高齢化率も 42.5% に達している。加えて、15 歳未満の人口は 150 人強と人口の 1 割にも満たない少子化の進行が顕在化している。こうした環境変化は地域の産業にも影響を与えてきた。

村内の商工業者総数は 91 社（すべて中小企業）であり、減少傾向にある。業種別の事業者で主なものは、卸・小売業、建設業、サービス業となっているが、村内経済を支える小規模事業者は、需要の低下、売上げの減少、経営者の高齢化等の問題に直面し、経営を持続的に行うための経営課題の解決が必要となっている。

このような中、地域資源を活用した特産品開発や販路開拓支援、起業支援などにも取り組んできたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

三原村の産業は、農林業、製造業、卸・小売業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が三原村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

三原村の産業は、村内全域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は三原村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

三原村の産業は、農林業、製造業、卸・小売業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が三原村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。